

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東員町長 水谷 俊郎

市町村名 (市町村コード)	東員町 (24324)
地域名 (地域内農業集落名)	川北地区 (筑紫・穴太・瀬古泉・山田・六把野新田・鳥取・八幡新田・大木・北大社)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月13・14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:17人、団体経営体(法人・集落営農組織等)6経営体

主な作物:水稻、小麦、大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

可能な限り、現在的水稻栽培を主とする営農形態を維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	414 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	414 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

可能な限り、現在的水稻栽培を主とする営農形態を維持する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
本町の農地は、ほ場整備、集落排水、農道等の農業生産基盤整備は概ね完了しているが、担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・汎用化等を推進していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農や認定農業者の規模拡大については、関係機関との連携を図り地域全体で支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
従来から行われている耕作者間での協力体制を維持しながら、防除作業など専用機械を用いた作業による効率化が期待できる場合は作業受託を積極的に検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--